

平成29年度山形県社会教育委員の会議について

1 現社会教育委員の任期

平成28年5月21日～平成30年5月20日(2年間)

※ 来年度は任期中であり、改選等はないため、引き続き委員をお願いします。

<根拠法令>

① 社会教育法(昭和24年法律第207号)

② 山形県社会教育委員条例(昭和24年11月県条例第68条)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条 教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中でもこれを解嘱することができる。

2 来年度の予定 (※ 期日はあくまでも予定であり、変更になる場合もあります。)

(1) 第180回山形県社会教育委員の会議

平成29年5月25日(木)(予定)

※ 第1回生涯学習振興会議(第5次山形県生涯学習振興計画策定に向けた意見・提言の場)を兼ねる。

(2) 第181回山形県社会教育委員の会議

平成29年9月7日(木)(予定)

(3) 第182回山形県社会教育委員の会議

平成30年2月15日(木)(予定)

※ 平成29年度「生涯学習検討委員会」を兼ねる。

※ 第2回生涯学習振興会議を兼ねる。

(4) 社会教育委員の会議特別委員会

平成30年度中に3回実施(予定)

※ 第5次山形県生涯学習振興計画策定作業部会と兼ねる。

3 その他

(1) 平成29年度生涯学習検討委員会の開催

※ 社会教育委員がこの会議の委員を兼ねる。

(2) 第5次山形県生涯学習推進委員会策定に向けた取り組み

① 第5次山形県生涯学習振興計画策定作業部会(年間3回程度)

小田島委員 齋藤委員 安藤委員

② 生涯学習振興会議(2回)

※ 社会教育委員がこの会議の委員を兼ねる。

(3) 山形県社会教育連絡協議会

県社会教育委員から金澤委員(理事)、安藤委員(会長)が参加。

(4) 家庭教育支援事業「やまがた子育て生活習慣改善事業(新規)」に関する検討等

※ 現在、社会教育委員の協力を検討中